

注意：ホームケアエイド
従業員の皆様へ

その他の産業 2024年1月1日～2024年12月31日に有効な最低賃金（時給）
公衆衛生法§ 3614-fに従い、公衆衛生法§ 3614-cに定義されるホームケアエイドに適用

ニューヨーク市

最低賃金 **18.55** ドル

40時間を超えた場合の残業代 27.83ドル

ロングアイランドおよびウェスト
チェスター郡最低賃金 **18.55** ドル

40時間を超えた場合の残業代 27.83ドル

ニューヨーク州の残りの地域

最低賃金 **17.55** ドル

40時間を超えた場合の残業代 26.33ドル

ご質問がある場合、さらに詳しい情報が必要な場合、または苦情を申し立てたい場合は、
www.labor.ny.gov/minimumwageにアクセスするか、**1-888-469-7365**まで電話でお問い合わせください：

上述の最低賃金よりも給与が下回る要因となる税金控除と手当：

- **食事と宿泊** – 雇用主は、他に何も請求しない限り、あなたに支払う賃金から、提供する食事や宿泊に対して、限定された額を請求することができます。金額や要件は、賃金命令と概要で定められており、オンラインで閲覧することができます。

上述の最低賃金に加えられる追加の給与：

- **残業** – 週40時間（住宅勤務の場合は44時間）を超える労働時間に対して、通常の賃金の1.5倍（上述の金額を下回らない）が支払われます。
- **コールイン・ペイ** - 雇用主の都合で早上がりさせられた場合は、その日の最低賃金額の時間外手当を受け取ることができます。
- **就業時間（休憩時間を含む）** - 就業時間が10時間を超える場合、日当に割増賃金を請求できます。一日当たりの割増賃金は、最低賃金の1時間分の賃金に相当します。
- **ユニフォームのメンテナンス** – 自分でユニフォームをクリーニングした場合、週給に割増額を加算できます。週当たりの加算額は、オンラインでご確認いただけます。